

かわる地質調査技士

—地質調査に係わる技術者資格の見直しと資格の創設—

技術委員長 中村 昌弘

「地質調査技士」資格検定試験は昭和41年にボーリングを中心にした現場技術の維持・向上とボーリング技術者の地位向上を目的として、業界の自主的な制度として始められました。これまでに37回の試験を実施し、全国で約16,600名の「地質調査技士」が誕生しています。

しかし、地質調査業の登録要件や資格審査制度の導入など社会的要請の変化により、地質調査及び関連分野の「地質調査技士」が増加し質の変化と共に、資格制度の見直しが求められています。

一方、兵庫県南部地震のような大規模災害や斜面・土砂災害の多発、環境問題への対応、建設CALS/ECの導入による電子化など、社会の急激な変化や高度な要望に応える事も求められています。

現場管理を見ましても、現場作業に関わる安全管理への認識が高まり、安全パトロールやKY活動・ヒヤリハットなどが励行され普遍的に行われつつあります。

このように我々技術者は社会から、高いモラルで現場作業に従事し、最近の技術革新に対応した新しい技術を身につけ、いつでも高度な技術的理解、判断力、経験そして安全に仕事を進める管理能力が求められているものと思います。

そこで全地連では、平成15年度から現在の「地質調査技士」を、「地質調査技士」の名称はそのまま、部門を「現場調査部門」と「現場技術・管理部門」に分ける事としました。また、平成16年度からは「土壌・地下水汚染部門」、「宅地地盤部門」を加え4部門とします。

現在地質調査技士の資格をお持ちの方は、登録更新時に「現場調査部門」と「現場技術・管理部門」のいずれかを選択することになります。なお「現場調査部門」で登録した人は、将来的に「現場

技術・管理部門」に移行することができませんが、「現場技術・管理部門」を選択して登録した人は「現場調査部門」への移行はできませんので注意して下さい。

また、「土壌・地下水汚染部門」については平成14年度～平成15年度に認定講習会を行います。受講し、効果判定で合格の上、手続きを行うと登録されます。なお、登録者数が多いため、平成14年度の合格者と平成14年度の登録更新者は平成15年度の案内となります。また、会場の関係で平成14年度に受講できない方も出てきていますが、平成15年度での受講を御願いたします（平成15年度は6月に認定講習会を予定しています）。

「宅地地盤部門」については「土壌・地下水汚染部門」と同様の方式を検討中です。

今後新規で受験しようと考えている方は、受験は平成15年度からとなります。平成15年度の受験は、「現場調査部門」と「現場技術・管理部門」のいずれかを選択して受験することとなります。

「土壌・地下水汚染部門」は平成16年度から試験を実施します。

（なお、詳しい事は「地質と調査」'02第4号.P57に載っていますのでお読み下さい）

新（平成16年度より）

「地質調査技士」

- ・現場調査部門
- ・現場技術・管理部門
- ・土壌・地下水汚染部門
- ・宅地地盤部門（検討中）